

## 学校感染症による出席停止について

学校では、感染症の予防のため、次にあげる病気にかかりますと学校保健安全法第 19 条に基づいて出席停止の対象になります。お子さんは、申し出のありました下記〇印の病気のため、出席停止となります。医師の指示に従って十分休養させてください。(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)

なお、病気が治りましたら、医師に下記の登校許可書に記入していただき最初の登校日に提出してください。

	学校において予防すべき感染症	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ 上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症。	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザをのぞく)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消滅するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎・ 溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・伝染性膿痂疹・ マイコプラズマ肺炎など)	学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

学校長様

### 登校許可書

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_

上記の病気が治癒し感染のおそれがないので、 月 日より登校して差し支えないことを証明します。

平成 年 月 日

医師名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_